

報道機関各社 御中

連絡先
担当部局 健康福祉部こども局 こども支援課
電話番号 53-4198

1. 発表事項 コロナ禍における“離婚、DV、児童虐待等に関する臨時相談”を実施します。(令和4年3月まで)
2. 内容 長引くコロナ禍の影響により、離婚、DV等家庭内暴力、児童虐待など、様々な問題が懸念されていることから、令和4年3月までの期間限定で弁護士資格を有する市職員が、臨時相談に同席し、専門窓口をご案内するほか、法的なアドバイスをいたします。相談は無料です。
3. 相談対象者及び相談内容  
子どもがいる世帯の方で、
  - ①ドメスティックバイオレンス(DV)等家庭内暴力及びそれに伴う離婚、養育費に関する相談
  - ②児童虐待及びそれに伴う離婚、養育費に関する相談※相続や借金など上記以外の相談は、松阪市社会福祉協議会が実施する「法律相談」をご利用ください。
4. 相談日 令和4年3月までの第3金曜日に実施。  
(令和3年9月17日、10月15日、11月19日、12月17日、  
令和4年1月21日、2月18日、3月18日)
5. 相談時間 1日につき1人30分の3人枠で、先着順となります。  
1人目：13時30分から14時まで  
2人目：14時30分から15時まで  
3人目：15時30分から16時まで
6. 相談場所 松阪市役所こども支援課相談室
7. その他
  - ①予約制です。希望する相談日の1週間前までに、こども支援課こども家庭支援係(TEL53-4085)まで電話でお申し込みください。(受付開始：8月24日の午後1時から。住所、氏名、連絡先、相談内容等をお伝えください。)
  - ②個室の相談室で対応します。相談内容が外に漏れることはありません。安心してご相談ください。
  - ③都合が悪くなりましたら、早めに連絡してください。
  - ④1案件当たり1回まで相談できます。
8. お申込み・お問合せ先  
松阪市役所健康福祉部こども局こども支援課こども家庭支援係  
電話 53-4085